

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施		担当部局庁	職業安定局高齢・障害者雇用対策部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度開始・平成25年度終了予定		担当課室	障害者雇用対策課地域就労支援室	地域就労支援室長			
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定		施策名	Ⅱ-1-3 高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、通知等	重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災地において、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を実施し、障害者の就職促進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により就職支援を実施する。 【就業支援】 ○ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん) ○ 求職活動支援 ○ 事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 等							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	4,232	—	—	69	4,301			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				
就職件数 (全体の成果目標)	件	(12,500)						
単位当たりコスト	42,737円(執行額/支援対象障害者数)		算出根拠	272センターの執行額3,337百万円÷支援対象障害者数78,082人=42,737円				
事業所管部局による点検								
項目			内容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			本事業は、被災地における障害者の就職の実現を図るものであり、「復興への提言」の考え方(求人確保や求職者の特性に応じきめ細かい就職支援を実現することが望まれる。),「東日本大震災からの復興の基本方針」の考え方(若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。)に沿った事業となっている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			震災の影響により、出張相談、職場定着支援の充実、企業訪問活動の強化等のニーズが増え、支援対象障害者の離職の防止、就労支援の強化の観点から、就職支援の体制を充実させる必要がある。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			障害者の職業的自立を図るためには、就業支援のほかに生活支援が緊密に連携した本事業の取組が極めて有効であるとともに、出張相談、ハローワーク等就労支援機関、医療機関等関係機関と緊密に連携しながら、支援対象障害者の就職、職場定着、生活面の支援を包括的に行う本事業について、その事業効果は高いものとする。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			当初予算で実施している本事業は、毎年度、事業評価及び目標設定を行い、本事業の費用対効果を検証している。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			障害者就業・生活支援センターとして実施できる社会福祉法人、特定非営利活動法人等を都道府県知事が指定し、当該指定を受けた法人と国(都道府県労働局)が事業委託契約を締結することにより実施している。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			当該事業は、国(都道府県労働局)と都道府県知事から指定を受けた法人が事業委託契約を締結することにより実施している。実施に当たっては、事業実施計画書により実行されている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			被災地の障害者就業・生活支援センターと労働局の平成23年度の事業委託契約を変更することにより円滑な執行が可能である。また、事業の適正な執行を把握するために労働局が監査を行うことにより、運営状況及び執行状況を把握している。					

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。
 注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 ××円/)」などと記入すること。
 注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。